

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定等を行う水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考１を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第102回）での審議の結果、農薬取締法第４条第１項第６号から第９号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年３月農林省告示第346号）第４号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年７月環境省告示第60号）を改正し、下表左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について、下表中央欄に掲げる基準値を新たに設定又は改正します。

なお、設定又は改正する基準値は、本告示の公布の日から適用します。

農薬の成分	基準値	現行の基準値
(3 <i>R</i>)-3-(2-クロロチアゾール-5-イル)-8-メチル-7-オキソ-6-フェニル-2,3,7,8-テトラヒドロ[1,3]チアゾロ[3,2- <i>a</i>]ピリミジン-4-イウム-5-オレート（別名フェンメゾジチアズ）	0.1mg/l	—
(1 <i>S</i>)-2,2-ビス(4-フルオロフェニル)-1-メチルエチル <i>N</i> -[(3-アセトキシ-4-メトキシ-2-ピリジル)カルボニル]- <i>L</i> -アラニナート（別名フロリルピコキサミド）	0.25mg/l	—
(<i>EZ</i>)-3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-1,3,5-オキサジアジナン-4-イリデン(ニトロ)アミン(別名チアメトキサム)	0.031mg/l	0.047mg/l

なお、「(*E*)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン（別名クロチアニジン）」については、現行の基準値から変更はありません。